

令和5年4月18日
都市局
まちづくり推進課
都市計画課
街路交通施設課

『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン』を改訂しました

～まちづくりと連携した駐車場施策のさらなる展開に向けて～

国土交通省では、これまでに発出した『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン』の基本編及び実践編を統合・再編し、最近の動向を考慮したうえで、『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(第2版)』をとりまとめました。

- 現在、クルマ中心からヒト中心の空間へと転換を図り、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による魅力的なまちづくりの推進が求められている中、「まち」と「クルマ」の接点である駐車場においても、「まちの賑わいを支え、人々の活動を育てる」というあり方に沿った対応が求められているところです。
- また、都市内物流における荷さばき車両への対応、観光地における渋滞対策、多様なモビリティの駐車環境整備、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応、さらには、コロナ禍によるライフスタイルの変化、DX・GXの推進など、社会情勢の変化に伴い、駐車場施策を取り巻く課題も多様化しています。
- こうした背景を鑑みると、今後の駐車場施策においては、量的充足を図るだけでなく、「質」の高い駐車環境の整備が必要であり、地域の実情を踏まえ、駐車場を担当する部局だけでなくまちづくりに関係する部局全体が連携し、公民連携も図りながら駐車場施策に取り組んでいくことが求められます。
- 以上の状況を踏まえると、道路交通の円滑化のみならず、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、土地の有効活用など、より包括的なまちづくりを見据え、駐車場施策の検討を進めていく必要があることから、今般、『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン(第2版)』をとりまとめました。
- 本ガイドラインは、駐車場法による駐車場整備地区の対象となる「まちなか」の地区を対象の基本としていますが、そうした地区に限らず、駐車場を取り巻く課題の状況等を鑑み、各地方公共団体や駐車場事業者等において、地域の特性やまちづくりの状況等を踏まえながら積極的にご活用ください。

※ガイドラインについては、以下の国土交通省HPに掲載しております

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000085.html

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 街路交通施設課 太田、酒井

電話：03-5253-8111（内線 32843）、直通：03-5253-8416